

角田市語学指導助手派遣業務 公募型プロポーザル募集要領

角田市教育委員会事務局

教育総務課

令和8年10月

1. 業務目的

この業務は、英語に関する語学指導助手（以下「ALT」という。）を角田市立小中学校に配置することで、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図り、児童生徒のグローバルな人材への育成及びコミュニケーション能力の向上を目的とする。

2. 派遣業務の概要

(1) 件名

角田市語学指導助手派遣業務

(2) 業務内容

- (ア) 国際理解教育、英語教育へのコンサルティング
- (イ) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案
- (ウ) 中学校における英語授業の支援、使用する教材研究、教材作成及び教材提供
- (エ) 小学校における英語授業、英語活動授業の支援、使用する教材研究、教材作成及び教材提供
- (オ) 小中学校教員の外国語研修の支援
- (カ) その他教育委員会と受託者において協議の上決定した業務

(3) 勤務場所（履行場所）

令和8年度 勤務場所実績（派遣業務履行場所）

- ・ 桜小学校 角田市佐倉字小山 78 番地 1
- ・ 北郷小学校 角田市岡字阿弥陀入 11 番地 2
- ・ 北角田中学校 角田市江尻字前原 50 番地

令和9年度以降の派遣業務も上記勤務場所を基本とする。ただし、専科教員の配置状況等により、勤務場所を変更する場合がある。

(4) 業務実施上の条件

- (ア) 外国語活動指導支援する者は英語を母語とする者、又はこれと同等と認められる者であること。
- (イ) 業務実施日は、原則として学校の休業日以外の月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）とし、学校を定期的に巡回し、英語教育を行うものとする。
- (ウ) 業務実施時限の割り振りは、学校運営の必要に応じ、教育委員会と受託者が協議して定める。
- (エ) 学校行事の都合により、業務実施日程を振替える場合もあるものとする。
- (オ) 外国語活動、英語活動に関する学校行事に参画する。

(力) 配置人数は1名とし、勤務時間については、休憩時間を除く1日7時間以内とする。

(キ) 具体的な年間配置計画は、契約締結後に決定する。

(5) 委託期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(6) 委託料（提案（見積）上限額）

(ア) 10,984,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案（見積）額は上記上限額を超えてはならない。

3. 応募条件等

(1) 応募条件

応募条件は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

(ア) 角田市指名競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申し立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。

(ウ) 自治体に対する語学指導助手の派遣実績が令和8年4月1日現在で3年以上あること。

(2) 失格

応募後において、提出書類に重大な不備が確認された場合、虚偽の内容が記載されている場合、信義則に反する場合、審査の妨げとなる行為を行った場合、応募条件を欠くこととなった場合は失格となる場合がある。

4. 応募に係る提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要領に様式が示されているものについては、その様式を用いること。様式の定められていないものは任意の様式で構わない。

(ア) 角田市語学指導助手派遣業務に係る事業者応募参加申込書

(別紙3)に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

(イ) 企画提案書

上記「派遣業務の概要」及び別添「仕様書」に記載する事項を踏まえ貴社が提供できるサービス内容について、以下の内容に基づき記載すること。

① 会社概要

② ALT配置実績

- ③ 英語教育に関する研究・取組み
- ④ A L Tの効果的な活用
- ⑤ A L Tの採用
- ⑥ A L Tの研修
- ⑦ A L Tの管理
- ⑧ 危機管理体制
- ⑨ 法令順守
- (ウ) 参考見積書

5. 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

角田市教育委員会教育総務課

住所 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41

(2) 提出方法

(ア) 企画提案書は、A 4 判縦型とし、ホチキス等で左綴じとし、表紙をつけて6部提出すること。また、参考見積書はA 4 判縦型とし、1部提出すること。

(イ) これらは教育総務課へ郵送（郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和8年10月28日(水)～令和8年11月4日(水)午後5時まで

(4) 募集に関する要領等の配布方法

角田市ホームページでの公開とする。

(5) その他

①提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

②提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

6. 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（別紙1）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、事務局へ電子メールにて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和8年10月22日（木）正午までとする。質問書に対する回答は 10月27日（火）までに回答する。なお、回答書（別紙2）は、応募者全員に対して電子メールにて送付する。

7. 応募に関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和8年11月18日（水）午後2時00分～

・各者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

プレゼンテーション等の時間は、1者につき30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定する。

(2) 実施場所

角田市役所301会議室

(3) 出席者

最大3名とし、社員証を携帯すること。

(4) その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は用意するので、ノートパソコン等を持参すること。

パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

8. 審査及び選定結果の公表

(1) 事業者を選定するための評価は、角田市教育委員会職員及び角田市立学校長で構成する審査委員会において企画提案書及びヒアリングにより審査することとする。評価点の最も高い提案者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(2) 無効となる応募

応募が以下の条件に該当する場合は、無効となることがあります。

(ア) 応募の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(イ) 応募に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(ウ) 虚偽の内容が記載されている場合。

(3) 応募した全ての業者に対して、選定結果を通知します。

(4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

(5) 選定結果については、令和8年11月27日（金）に通知する予定とする。

(6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

9. 契約締結等

優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとする。

10. その他

- (1) 応募に要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 角田市は、当該派遣業務契約にあたり、選定された業者の応募の内容により拘束は受けないものとする。

11. 事業者選定実施スケジュール（予定）

10月5日（月）	募集要領等の公開及び配布
10月22日（木）正午まで	質問書の提出期限
10月27日（火）まで	質問に対する回答
10月28日（水）～ 11月4日（水） 午後5時まで	参加申込書及び企画提案書等の提出期間 （郵送又は持参）
11月18日（水）	事業者選定に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施
11月27日（金）	審査結果通知
12月上旬	契約締結

12. 問い合わせ先

角田市教育委員会 教育総務課 指導係
住所 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41
電話 0224-63-0130
FAX 0224-63-4884
メールアドレス kyoui@city.kakuda.lg.jp